

改正

平成18年3月31日条例第260号

平成21年6月25日条例第14号

深谷市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済状況の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、深谷市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、市の行財政改革の推進に関する事項を調査審議する。

2 委員会は、市の行財政改革の推進について意見を述べ、必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行財政改革に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第260号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。